

佐賀県立高志館高等学校 部活動に係る活動方針

令和2年1月10日

○基本方針

運動部活動には、体力の向上や健康の保持だけでなく、生徒同士や教師等との好ましい人間関係の構築を図るなど、人間力の向上にも大きな教育的意義がある。そのため、「佐賀県運動部活動の在り方に関する指針」及び「佐賀県文化部活動の在り方に関する指針」に基づき、継続可能な部活動の実現に向けて、生徒の実態や部活動顧問の負担、学校の状況等、バランスの取れた運営体制を整え、効率的かつ効果的に行う方針を策定する。

1 適切な運営のための体制整備

- ・部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出するとともに、関係者（生徒・保護者）へ具体的に示し理解と協力を得る。作成にあたっては、部活動顧問の負担が過度にならないよう、適宜、指導・改善を行う。
- ・学校は、部活動顧問の複数配置（部活動指導員の活用も含む）に努める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ・生徒の心身の健康管理、事故防止（施設・設備の点検を含む）、体罰及びハラスメントの根絶を徹底する。
- ・生徒の安全を最優先に心掛け、生徒の体調管理に配慮しながら、熱中症防止等適切な対応を徹底する。
- ・毎年、全教職員への心肺蘇生法・AED使用の研修を実施する。

3 適切な活動時間及び休養日の設定

- ・活動時間は、平日は2時間程度、週休日等は3時間程度とする。
- ・活動終了時間は、原則として平日は19時まで、週休日等は18時までとする。
- ・休養日は、原則として毎週2日以上（平日1日、週休日1日）を設ける。
大会等により、週休日に活動する必要があるときは、別日に振り替えるなど弾力的に行う。
- ・定期考査1週間前及び定期考査中（最終日は除く）の活動は原則禁止とする。ただし、考査後2週間以内に大会等がある場合は、校長の許可を得て短時間の活動を認める。
- ・長期休業中の休養日も学期中に準じるとともに、適切な活動計画を設定する。

4 大会参加等の見直し

- ・大会（練習試合を含む）への参加計画にあたっては、教育的意義、生徒及び顧問への負担を考慮し、過度の参加とならないよう精査する。